奈良県税条例等  $\mathcal{O}$ 一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県条例第七十七号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第 改正する 奈良県税条例 (昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号) の 一 部を次の

」を「百分の三・六」 に改め、 分の三・六」に改め、 「百分の イ中「百分の○・三」 第三十三条第一項第一号ア中 一・九」に、 同号イ中 「百分の〇・三」 に改める。 を「百分の○・五」に改め、 同条第三項第一号ア中「百分の〇・七二」 「百分の四・六」を「百分の二・七」に、 「百分の〇 を「百分の○・ )・七二] 五. を 同号ウの表中 「百分 に改め、 *の* を「百分 同号ウ中 「百分の三・ 「百分の六」を う の ・ 改め、 「百分の六 」を

を「百分の 「百分の三・一」とあるのは とあるの 附則第七条の三の二中「平成二十七 ・三に、 は 〇 五 「百分の〇  $\neg$ に、 「百分の四・六」を「、 ・七」に改める。 「百分の六」とあるのは 「百分の 年四月 一・六」を 「百分の二・ 日 「百分の三・ 「百分の一・ を「平成二十八年四月 七 に、 九 \_ とある を「百分の三・六 「百分の二・三」  $\mathcal{O}$ \_\_ は 日 「百分 に、

十一月」 には」に、 附則第七条の三の三第一項中 に改め、 同条第一項」を「同項」に改める。 「第三十七条の十三第一項第一号」 同条第二項中 「平成二十八年三月三十一日」 「平成二十八年三月三十一日」 を「同号」に、 を を 「におい 「平成三十年三月三 「平成三十年三月三 ては」

に改める。 附則第七条の三の四中 「平成二十八年三月三十一日」 を 「平成三十年三月三十 <del>一</del> 日

を「平成二十九年三月三十一日」 附則第八条の五 中の二中 「にお いては」を「には」 に改める。 に、 「平成二十八年三月三十 日

附則第八条の六第二項第二号に次のように加える。

才 当するもの 声 総 で施行規則で定めるも 七 五ト ンを超えるバ ス 又はトラ ツ ク 、のうち、 次  $\mathcal{O}$ VI ħ

- (1) されるべ (以下こ 道路運送車両法第四十 きもの  $\mathcal{O}$ とし お 11 て定め 7 「平成二十八 一条の規定により平成二十八年十月一 6 れ た排出 年軽油 ガ ス 保安基準 重量車基準」 一で施行 という。 規 則 日以降 で 定め 適合す に 適用  $\mathcal{O}$
- (2) 十を乗じて得た数値以上であること。 エネル ギ 消費効率が 平成二十 七年度基準 工 ネ ル ギ 消費効率 に 百 分  $\mathcal{O}$ 百

附則第八条の六第三項第二号に次のように加える。

オ 該当するもので施行規則で定めるも 車両総重量が七・五トンを超えるバ ス又はトラック のうち、 次  $\mathcal{O}$ V n

- (1)平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 五を乗じて得た数値以上であること。 エネル ギー 消費効率が平成二十七年度基準エネル ギ 消 費効率 百分 0 百

附則 第八条の六第四項第二号に次のように加える。

- 才 該当するもので施行規則で定めるも 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラ ツ ク  $\mathcal{O}$ うち、 次  $\mathcal{O}$ 11 n
- (1) 平成二十八 年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネ ル ギ 消費効率が 平成二十七 年度基準 ・エネ ル ギ 消 費効 率 ・以上で あ

第九条第一項 单  $\neg$ を「第三項第三号」 次項におい に改め、 属する年度」を「も て同じ」 同項第一号中 に、 及び  $\neg$ <del>-</del> 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 に に改 お い め、 て同

年天然ガ 二項とし、 度分」を「平成二十八年度分」 日から起算して十四年を経過した日の もの 「又は第二項」 「もの」に改め、 「次項及び第四項第三号」 (同法: 車 あ 9 ス車基準」 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過し 出 ては、 !第四十条第三号に規定する車両総重量が三・ 同条中第四項から第七項までを削 ガ を削り、 ス に係る保安上又は 平成二十二年十月 同条第二項を削り、 を 道路運送車両法第四十 から第三項まで」を「及び第二項」 公害防 旦 同条第三項中「前二項の 止そ 以降に適用され り、  $\mathcal{O}$ 他 一条の規定により平成二十一年十月 同条第八項第二号中「、  $\mathcal{O}$ 「当該各号に定める年度以後 環境保全上 五トンを超え十二ト る ベ きも に改め、 を た 日 新車新規登録を受けた の技術基 Ŏ の属する年度」を 「前項の」に 同項第二号中 潍 て 平成二十一 項を同条第 定め を削 (第四号 以下の 改め 0 V)

」を加え、 ネルギ おいて きも を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一 基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー 同 基準エネルギ 七十八条第一項の 及び第五号にお を加える。 る電気を外部から充電す 充電 の号に おい 項を同条第三項とし  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とし て適用されるべきものとして定められたもの を「エネル 機能付電 「基準エネルギ —消費効率 (次項に お て定められ 同項第四号中 1 7 お 消費効率」という。 いて「排出ガス保安基準」 力併用自 「平成二十一 ギーの 規定により定められるエネルギ V (以下この条において「エネルギー消費効率」という。 て た排出ガス保安基準に定める窒素酸 「平成十七 消費効率」という。 使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエ る機能を備えて 同条第九 動車」の下に 「エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー 年天然ガス車基準」という。 項中 年窒素酸化物排出許容限度」 こに、 「第四 1 (電力併用自動車 という。 るも |項の| 「平成十七年窒素酸化 であつて平成二十七年度以降の各年度 ので施行規則で定めるも を 消費機器等製造事業者等の判 (次項におい で施行規則で定めるもの 次  $\smile$  $\mathcal{O}$ 化物 0 うち、 消費効率(以下この号に という。 に改め、 日以 に改め、 の値で施行規則で定め て 動力 降に適用されるべ 物排出許容限 「平成二十七年度 源とし 同 同 のをいう。 項に次 項第三号中 が同法第 に改 て用 (以下 め、 0

第五十七条第一項第一号ア	七、五〇〇円	凹、〇〇〇円
	八、五〇〇円	四、五〇〇円
	九、五〇〇円	五、〇〇〇円
	三、人〇〇円	七、〇〇〇巴
	一五、七〇〇円	八、〇〇〇円
	一七、九〇〇円	九、〇〇〇円

八人、
-----

	九、〇〇〇円	四、五〇〇円
	111、000円	六、〇〇〇円
	一五、〇〇〇円	七、五〇〇円
	一八、五〇〇円	九、五〇〇円
	二二、〇〇〇円	一 , 000円
	二五、五〇〇円	1三、000円
	二九、五〇〇円	一五、〇〇〇円
	四、七〇〇円	二、四〇〇円
第五十七条第一項第二号イ	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円
	一一、五〇〇円	六、〇〇〇円
	一六、〇〇〇円	八、〇〇〇円
	二〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
	二五、五〇〇円	1三、000円
	三0、000円	一五、〇〇〇円
	三五、〇〇〇円	一七、五〇〇円
		_

	四〇、五〇〇円	二〇、五〇〇円
	六、三〇〇円	三、二〇〇円
第五十七条第一項第二号ウ(1)	七、五〇〇円	四、〇〇〇円
	五、一〇〇円	八、〇〇〇円
第五十七条第一項第二号ウ(2)	一〇、二〇〇円	五、五〇〇円
	二〇、六〇〇円	一〇、五〇〇円
第五十七条第一項第三号ア (1)	一二、〇〇〇円	六、〇〇〇円
	一四、五〇〇円	七、五〇〇円
	一七、五〇〇円	九、〇〇〇円
	110、000円	10、000円
	二二、五〇〇円	一一、五〇〇円
	二五、五〇〇円	1 三、〇〇〇円
	二九、〇〇〇円	一四、五〇〇円
第五十七条第一項第三号ア (2)	二六、五〇〇円	一三、五〇〇円
	三二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円

	三八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	四回、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	五〇、五〇〇円	二五、五〇〇円
	五七、〇〇〇円	二八、五〇〇円
	六四、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
第五十七条第一項第三号イ	IIII'、〇〇〇円	一六、五〇〇円
	田〇〇〇 ,   国	二〇、五〇〇円
	四九、〇〇〇円	二四、五〇〇円
	田〇〇〇、六田	二八、五〇〇円
	田〇〇年、年六	川川, 〇〇〇田
	七四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円
	田〇〇〇 ,川	四一、五〇〇円
第五十七条第一項第四号	田〇〇川、六	九、〇〇〇円
	11三、五〇〇円	111、000円
第五十七条第一項第五号	11117、六〇〇円	一二、〇〇〇円

二、六〇〇円	五、二〇〇円	第五十七条第二項第二号
三、二〇〇円	六、三〇〇円	
二、三〇〇円	四、七〇〇円	
一、八〇〇円	三、七〇〇円	第五十七条第二項第一号
三、〇〇〇円	六、〇〇〇円	
二、五〇〇円	四、五〇〇円	第五十七条第一項第六号
四四、五〇〇円	八八、八〇〇円	
三五、五〇〇円	七〇、四〇〇円	
三一、〇〇〇円	六一、二〇〇円	
二七、〇〇〇円	五三、二〇〇円	
二三、五〇〇円	四六、四〇〇円	
二〇、五〇〇円	园〇、八〇〇田	
一八、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	
一六、〇〇〇円	三一、六〇〇円	
一四、〇〇〇円	二七、六〇〇円	

六、三〇〇円
三、二〇〇円

削る。 附則第九条第三項から第五項まで」に改め、 を「附則第九条第三項又は第四項」に、 附則第九条第九項を同条第四項とし、 同条第十項中 「附則第九条第八項から第十項まで」 同項を同条第五項とし、 「附則第九条第八項又は第九項 同条第十一項を

を「平成二十九年三月三十一日」に改める。 附則第十七条第 一項中 「にあつては」を「には」 に、 「平成二十八年三月三十一日

削り、 附則第十九条第一項中「においては」を「には」 同項第三号を同項第一号とし、 同項に次の一号を加える。 に改め、 同項第一号及び第二号を

年度分 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十八

(奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

奈良県税条例等の 一部を改正する条例 (平成二十七年七月奈良県条例第四号)

の一部を次のように改正する。

規定を削る。 第一条中奈良県税条例第三十三条の 改正規定及び 同条例附 則第七条の三の二の 改正

定、 附則第一条第四号中 同条例」 を削る。 「第三十三条の改正規定、 同条例附則第七条の三の二の改正規

附則第三条第二項から第五項までを削る。

## 附則

(施行期日)

第一条 この条例は、 平成二十八年四月一日から施行する。 ただし、 第二条の規定は、

公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 施行 した事業年度に係る法人の事業税に 日 別段 以後に開始する事業年度に係る法人の事業税に の定めが あるものを除き、 ついては、 新条例の規定中法 なお従前 0 0 11 人の事業税に関する部 例による。 て適用 施行 日前に開始 分は、

- 例 合に 価値 三月三十 の道 十二条の 当該 あ 一府県に とい は、 類に た金 る場合に 事業年度の う。 千円 額 一日 几 干 お 当 は現在に 端 未 は 11 該 数 満  $\mathcal{O}$ 第三十三条第 7 当該 金額 金 事務所又は事業所を設け  $\mathcal{O}$ 規定によ 新条例第三十二条 端数 お 一額又は当該 12 け 数 る第 百円 が ある場合又は当該付 金 り 関係道府県に 額 未 <del>---</del> 条の 満 項第 全額を切り捨てた金額とする。 又は  $\mathcal{O}$ 当該 規定に 端数 一号ア  $\mathcal{O}$ 几 全 が 第 一額を 分割 あ に規定す よる改正前 て事業を行う法 項第一 る場合又は当 切 加 L た後 価値 1) 号アに 捨 る税率に 7  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 奈良県税 た  $\mathcal{O}$ 付 金 該 全 規 人に 加 定す ょ 額が千円 価 額 金 額 0 値 あ に、 て定 条例 |額と る付  $\mathcal{O}$ 0 全 て 一未満で 額 め 平成二十 は、 加 ( 以 下 が た率を乗じ 価 当該 新法 百 値 闬 あ 未満 旧 る 付 第七 条 年 加
- 事業年 度  $\mathcal{O}$ 新条例第三十二条  $\mathcal{O}$ 四第 項第 <del>---</del> 号 Ż に規定す る資本金  $\mathcal{O}$

当該 率に た金 資 七十二条 本 あ  $\mathcal{O}$ 道府 金 ょ 金 る場合に 額 年三月三十 0 湯に て定めた率を乗じて得た金額  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 全額が百円未満である場合には、 額 兀 は、 に お 千 11 -円未満  $\mathcal{O}$ \_\_ 当該端数金額又は当該全額を切り捨 て事務所又は 日現在における旧条例第三十三条第 規定に  $\mathcal{O}$ 端 ょ 数 ŋ !事業所を設けて事業を行う法 が 関係道府県に分割 あ る場合又 (当該金額に百円未満 当該端数金額又は当該全額を切り捨て は当該資 L た後 7 本 金  $\mathcal{O}$ た金額とす <del>---</del> 資本 項 第 等 人に の端数  $\mathcal{O}$ 金等 一号 額  $\mathcal{O}$ あ Ź。 があ 1 全  $\mathcal{O}$ 0 額とし、 額 ては、 に規定す る場合 が に、 千 円 新 る税 未満 法

- 該端 を乗 金額 5 日現 額に千円 三十三条第一項第一号ウの表の 十二条の の道府県に ħ 当該事業年 在 数 全額が iz 金 7 旧 四十八 条例 一額又は お 未満 け おい た る当該 度の 第  $\mathcal{O}$ 百円未満である場合には、 金額を合計し 当該全額を切り 端 0 て事務所又は事業所を設けて事業を行う法 三十三条第 対規定に 数がある場合又は当該金額 新条例第三十二条 区 分に応ずる旧条例附則第七条 より区分し、 た金額 一項第 上欄 捨てた金額とする。 (当該: 号ウ  $\mathcal{O}$ に掲げる金額 四第 関係道府県に分割 金額に  $\mathcal{O}$ 当該端数金額又は当該全額を 表 <del>--</del> 項第一  $\mathcal{O}$ の全額が千円 下 百円未満 の区分に 号ウに に掲げ の三の二の規定に に、 した後  $\mathcal{O}$ 端数 る税 人に 平成二十八年三月三十 ょ 規定する所得を新条 未満である場合には 0 があ 率 あ の金額と て区分した金額 によ 0 て る場合又は より読 は、 切 0 て ŋ 捨て 定め 新法第七 4 当該金 を替え 当該 例
- 3 億円か てこれ 場合又は当該 人事業税額 新条例 上げ 額が三十億円を超え四十億円未満 た ら平成二十八年度分調整後付 金額 四十億円で除して得た額に相当する金額 第三十二条第 が 金額の 前項各号に掲げる金額 は、 平成二十八年度分法人事業税額 全額が百円未満である場合に <del>---</del> 項 第 一号アに掲げ であるも 加  $\mathcal{O}$ 合計 価値額を控除 る法 額を超える場合に  $\mathcal{O}$ に 人で、 は、 っい (当該金額に百円未満 か した額の三倍に相当する額を 当該端数 ては、 平成二十八 ら控除するも は、 平成二十八年度分基 金額 、年度分 その超える のとする 又は当該全額 調 の端数が 整 額に 後付 あ 乗じ 四十 準 を 加 る 切
- 4 三月三十 は 新条例 事業所を設 整後 付 第三十二条第一項第一号アに掲げ <del>\_\_</del> 日 加 け ま 価 で 7 額 事業を行う法  $\mathcal{O}$ 間に が三十億円以下 開始す 人に る事業年度に係 限る。 で ある る法人 次項に Ł  $\mathcal{O}$ る 12 新条 9 お 三以上 い 11 て同じ。 例 て は、 附 則 の道府県に 第七 施行 で、 条 日  $\bigcirc$ カン おい 三 平成二十 ら平成二十 <u>の</u> 二 て事務  $\mathcal{O}$ 規定に 八 九 年度 所 又

より読 を切 あ 平 る場合又は 成二十 ŋ 上げ み替えられ は、 た金 年度 当該金額 その 額) 超える 分基準 た新条例第三十三条第三項第一 は、  $\mathcal{O}$ 平成二十 法 額 全額が百円未満  $\mathcal{O}$ 人事業税額」 四分 八年度分法  $\mathcal{O}$ 三に 相当す と で いう。 あ る場合に、 人事業税 る 号に規定する合計 金 額 が は、 額 次に掲げ (当該 から控除す 当該端数 金 一額に る金 るも 額 額 金 百 額 円  $\mathcal{O}$ (次項に 合計 又は  $\mathcal{O}$ 未満 とす 当該 額  $\mathcal{O}$ を お 超え 11 が 7

- 十一月 た率を乗じて得た金額 場合には、 法第七十二条の 価 百円未満で 値 1現在に 額に 事業年度の 千円未満 当該端数金額又は当該全額を切り捨 ある場合には、 おける旧条例第三十三条第三項第 四十 新条例第三十二条の  $\mathcal{O}$ 八の規定により関係道府県に分割 端数が (当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額 当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金 ある場合又は当該付 四第 \_ 項第一号アに規定する付加価 て 一号アに規定する税率に た金額 加価値 した後 額 に、 の全額が千 の付 平成二十八年三 加 価 値 円未満であ 額 額 0 値額を新 (当該 7  $\mathcal{O}$ 月三 定め 付
- 該資本金等 年三月三十 0 7 で 当該事業年度の 0 第七 定め 全額が あ る場合には、 た 十二条の 率  $\mathcal{O}$ 百円未満で 額に を乗じて 日 エ現在に 千円未満 新条例第三十二条の 四十八の規定により 当該端 ある場合には、 得た金額 おけ 数金 の端数が る 旧条例第三十三条第三項第 額又は当該全額を (当該金額 あ 四第 、関係道府県に分割 当該端数金額 る場合又は当該資本金等 12 <del>--</del> 百円未満 項第一号イに規定する資本金等 切 り捨 又は当該全額を切  $\mathcal{O}$ 端数 てた金 号 イ た後 が に規定す 額) の額 あ の資本金等 る場合又は当該 に、  $\mathcal{O}$ 全額が n 捨てた える税 平成二  $\dot{O}$ 率 千 額  $\mathcal{O}$ + ·円未 額 (当 を
- の端 は当該全 十二条の 当該 額 未 則 定す 第七 数が 満 又 は  $\mathcal{O}$ 事 当該 四十八 業年 る税率に 条の三の二の 額を切り捨て ある場合又は 数 度 が 全額を切  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ る場合又は当該金額 ょ 規定により関係道府県に分割 新条例第三十二条 0 の捨て た金額) 規定により読み替えられ 当該金額の全額が千円未満で て定めた率を乗じて得た金額 た金額 に、平成二十八年三月三十一日現在にお  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 全額が 第 <del>---</del> 項第一 百円 た旧 た後 未満で を合計 号ウに規 条例第三十三条第三項第一 ある場合 の金額 あ L た金 には、 る場合に 定する所得 (当該 額 当該端 金額に千円 (当該 は け を 当該 数金 金額 る 新 旧 法 号ウ に百 額又 未満 例
- 5 が三十 第 億円 三十二条第 !を超え 兀 項第 + 億円 号ア 未満 に掲 で あ る げ る法 ŧ  $\mathcal{O}$ に 人 で、 つい 平成 ては、  $\overline{+}$ 平成一 八 年度 十 分 調 年 度 整 分基 後付 加 法

場合又は 人事業税額 핅 げ れ カン た金 当該金 匝 平 -成二十 一十億円 が 前 額 項各号に掲げる金額 は、 で  $\mathcal{O}$ 全額が 年 除 平成二十 -度分調 L て得 百円未満 整後 八 た 年度分法人事業税 額 付 に で 相 加  $\mathcal{O}$ 当す 合計 あ 価 いる場合に 値 る 額 額を超える場合に を控除 金 額 は、 額 **当** から控除 当該端数 該 た 金 額 額 の三倍に がするも に は 金 百 円 額 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 未 相 又 とす は 潚 当 超える額 当 7  $\mathcal{O}$ 該 る 全 数 É が を 几 + 切 る

- 6 満 第一項第一号に 当該事業年度の  $\mathcal{O}$ は ら第九項ま に した金額。 という。 とす 業税額又は 新条例 相当する金額 兀 日か 事業所を設け 申 あ 第一項第一号アに規定する付 る場合に が三十億円以下で 加 ら平成三十年三月三十 第三十二条第一 で 付 次 価 にお 領か 新法第七十二条 す 値 が は、 規定する合計額 付 額、 次に て事業を行う法 べき事業税 (当該 ら第九項までにお 加 11 掲げ 当該 て 資本金等 価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度 金額 「平成二十九年度分法 る金額 あるも 項第一号アに掲げ 端 数金額 額、 12 百円 の二十九  $\mathcal{O}$ 新法第-額又は 人を除  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 一日までの (次項にお に 加価値 又は 未満 合計額を超える場合には 0 1 当該全! 所得に  $\mathcal{O}$ 七 ζ.  $\mathcal{O}$ 1 て 端数が 十二条 規定によ ては、 額 「平成二十九年度分調整後 いて 次項に る法 間に開始する事業年 (当該事業年度が一 額 9 人事業税額」 11 を切 当該事業年度に係る新条例第三十三条 人  $\mathcal{O}$ あ 「平成二十九年度分基準法 二十 お て新 ŋ る場合又は当該 三以上 申 ŋ 告納 上げ て同じ。 法第 八  $\mathcal{O}$ とい 付 規 七 た  $\mathcal{O}$ 十二条 す 定 その 道府県に 金 う。 度の に 額 年 べき事業税 超える に で、 金額  $\mathcal{O}$ ょ は、 月数 1) の二十五 付 満たない場合には 新条例第三十二条 おい か 申 加  $\mathcal{O}$ 平成二十 当該 告納 全額 で除 額 価 ら控除する め二分 て事務 額 値 人事業税 事業 が して計 付  $\mathcal{O}$ 次 す 規 九 百 年 項 定 円 ベ  $\mathcal{O}$ 所 き 未 か 又
- 合に て定め 三月三十 価値 の道 十二条の 当該事業年 は、 類に 府県 た が 千円未 四十八 率 該 円 を 日 お 乗じ 1現在に 端 度 未 11 満 数 満  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ て事務所又は事業所を設け 規定に 新条例 金 で て  $\mathcal{O}$ 端数 おけ あ 得 |額又は当該全額を切り る場合 た 金額 る旧 が ょ 第三十二条 ある場合又は当該付 り関係道府県 条例第三十三条第 に (当該 は 当該 金額  $\mathcal{O}$ 几 端 12 に 第 捨て 数金 百円 分割 て事業を行う法 <del>--</del> 項第一 額 未満 た金額とする。 加 <del>---</del> た後 項第一号ア 価値 又は当該 号アに  $\mathcal{O}$ 端数 の付 額  $\mathcal{O}$ 全 全 人に 規 が 加 額 額 に規定す 価 定する付 あ を る場合 が 値 あ |額と 切 千円未満 0 て V) 捨 文は る税 平成二十 は 加 7 価 当該 新法 当 率 で 値 該 に あ 額 八 る 付 第七 金 額 年 加 0

事業年

度

 $\mathcal{O}$ 

新条例第三十二条

 $\mathcal{O}$ 

四第

項第

号

1

に規定す

うる資

本金

 $\mathcal{O}$ 

当該 率に 資 た金 で 七十二条 本  $\mathcal{O}$ あ 金 道 ょ 八 る場合に 金 額 府 0 年三月三十 県 て定めた率を乗じ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 全額が百円未満である場合には、 額 兀 は、 に お 千 VI -円未満  $\mathcal{O}$ \_\_ 当 て事務所 規定に 日 該端数金 現在における旧条例第三十三条第  $\mathcal{O}$ て得た金額 又は 端 ょ 類又 数 1) 事業所を設け が 関係道府 (は当該・ あ る場合 (当該: 県 全額を切 元に分割 又 当該端数金額 金額に百円未満 は当該資 て事業を行う法 ŋ L 捨 た後 7 本 た金 金  $\mathcal{O}$ \_ 資 項第 等 又は当該全額を切り捨て 一額とす 本 人に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 端数 金等 一号 額 あ  $\mathcal{O}$ があ Ź. 1 全  $\mathcal{O}$ 0 額 額 て に規定す る場合 とし、 は が に、 千 円 新 る税 未満 法

- 当該 該金 み替え 年度分 満で 三条第 区分に 該端 の地 九年 百円 定措置法」 合計 額に千円 の道府県に 三十三条第 十二条の 金 当該事業年 方法 端数 額 未 額 あ 度 数 に応ずる 分課 満 に 5 課 た 金 又は当該全額を切り る場合に 項第 四十八  $\mathcal{O}$ 人特 金 百 n 税標準所得 金 額 未満 という。 端 핅 税 文は おい 額又は当該全額を切り捨てた金額) た同号ウ 額 一項第一号ウの表の 数が |未満 標準 度の 莂 旧  $\mathcal{O}$ (当該 号ウ 当該 は 条例 税等に関する暫定措置法 0 端数がある場合又は当該金額 て事務所又は事業所を設けて事業を行う法 下所得」 対規定に ある場合又は当該金額  $\mathcal{O}$ 新条例第三十二条 金額に 端  $\hat{O}$ に当該 当該端数金額 附 全額を切り捨てた金額とする。  $\mathcal{O}$ 第九 数が 則第七 表 表 とい 0  $\mathcal{O}$ より区分し 区分に応ずる旧条例附則 下 捨てた金額) 条第一号に規定する税率を乗じ 百円未満 あ 下 -欄に掲げ 条の三 . う。 欄に掲げ る場合又は当該金額の全額 上欄 又は当該 <u>の</u> <u>-</u> の  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に平成二十 に掲げる金額 端数 る税率 四第 関係道府県に分割 る税率を乗じ との合計 の全額が百円 (平成二十年法律第二十五号。 規定 全額 が <del>--</del> の全額 項第 あ 12 に改正法第八条の規定による を切 ょ 12 八年三月三十 る場合又は当該 ょ 0 の区分に \_\_ 以下こ 号ウに 第七条 が千円 て得 て定め り り 読 未満 捨 が た金 てた金 み替 L て得 百 の 三 た率 た後 人 の号にお ょ 規定する所得を新条 である場合には 未満である場合には え K 円未満で 額を合計 0 \_ た金額 <u>の</u> 二 を乗じ 額 金 5 日 あ の金額と て 現在に 額 れた 0 区分した金額 Ł,  $\mathcal{O}$ 1 て  $\mathcal{O}$ 全額が あ て得 て は、 規定によ 旧 (当該 以下 る場合 た金 条例 į おけ 平成二十九 平成 た 新法第七 る当該 当該 当該 改 金 第 金 百 一額に 旧 正 円 に ŋ 例 一前 未 金
- 7 値 新条 が 例第三十二条第 が 闩 前 を超え 項各号に 兀 掲げ 一十億円 項第 る 号ア 金額 未 満 íc で  $\mathcal{O}$ 掲げ 合計 ある 額 ŧ る法 を超  $\mathcal{O}$ 人で、 に える場合に 0 VI 平 て 成 は  $\overline{+}$ は、 平成二十 -九年度 そ  $\mathcal{O}$ 超える 分調 九 年 整後 度 額 分基 付 兀 準 加 法 価

除 億円 -成二十九 カ が 7 ら平成二十九年度分調整後付 百 た 円 年 未満 額に 度 分法 相 で あ 当する金額 る場合に 八事業税 は、 額 (当該 か 当該 ら控除す 金 加 S端数 額 価値 12 百円 金 る 額を控除 ŧ 額 文は当 未満  $\mathcal{O}$ とする。  $\mathcal{O}$ した額を乗じてこれ 該全 数 額 が を あ 屻 る 場 ŋ 上げ 合 又 を二十 は た 当 金 該 億 金 は、 円 で

- 8 分の 業税額」 ら平成三十年三月三十 分調整後付 百円未満で 新条例 九年度分法人事業税額か  $\mathcal{O}$ 事業所を設け 七第三項第一号に規定する合計額 に という。 相当する金額 第三十二条第 ある場合に 加 価値額が三十億円以下であるも て事業を行う法人に限 が次に掲げる金額 は、 一日までの \_\_ (当該金額に百円未満 項第一号アに掲げ ら控除するも 当該端数金額又は当該全額を切り上 間に開始する事業年 る。 の合計額を超える場合には、 (次項にお のとする。 次項に る法 のに の端数がある場合又は当該金額 人 V お 9 (三以上 7 V 度に係る新法第七十二条の ては て同 「平成二十九年度分基準  $\mathcal{O}$ 道 平成二十 府 げ 県 た で 金額 その超える額 に 九年 亚 お -成二十 11 应月 は て 事  $\mathcal{O}$ 全 法 九 成二 額が *の* 日 所 又
- た率 法第七 が 加 当該 百 -を乗じ 日 円未満で 値 現在 は、 額 十二条の 事業年度の新条例第三十二条 7 千円未満 得た あ お け 四十 る場合には、 数金 金 る旧条例第三十三条第三項第 額  $\mathcal{O}$ 八の規定に 額又は 端数が (当該金額 当該端数金額 当該全額を あ ょ る場合又は当該付 に百円未満 り 関係道府県に分割  $\mathcal{O}$ 四第 切 ŋ 又は当該全額 項第一 捨  $\mathcal{O}$ 端数が 一号ア 7 た金 加 価値額 号アに規定す 額) あ に規定す た後 を切 る場合又は当該 に、  $\mathcal{O}$ り捨 全  $\mathcal{O}$ る税 額 付 平成二十 が千 てた 加 る 率 価 付 12 円 値 加 金 未 額 価 年三 値 0 満 **当** で 額 7  $\mathcal{O}$ 月 定 を 付
- 額 年三月三十 満である場合に 該資本金等の 0 当該  $\mathcal{O}$ 全額が 定め 第七十二条の 事業年 た 百円 度の を乗じて得た金額 日 額に 一未満で 1現在に は、 千円未満 四十八の 新条例第三十二条 当該端数金額又は当該全額を切り捨 ある場合には、 お ける旧条例第三十三条第三項第 規定によ の端数があ (当該金額 り  $\mathcal{O}$ 当該 四第 関係道府県に る場合又は当 端数金額 に百円未満 項第一 号イ 分割 又は当該全額を切 該資本金等  $\mathcal{O}$ 端数 でた金額 一号イ に規定する資本金等 L た後 が  $\dot{O}$ あ の資本金等の に規定す る場合又は当該 額の全額が千 に、 ŋ 捨て 平成二十八 る税率に た 額  $\mathcal{O}$ 金 白未 (当 金
- 十二条の 当該 事 業年 兀 度 八 0  $\mathcal{O}$ 規定に 新条例 第三十二条 n 関係道府  $\mathcal{O}$ 県に 兀 第 分割 項第 た後 号ウ  $\mathcal{O}$ に規 金 額 定す (当該 え所得 金 額 を 千 法 t

 $\frac{-}{\mathcal{O}}$ た金額) 当該金額の全額が 場合には、 金額 ょ は当該全 を切り捨て る場合又は 一号に規定する税率を乗じて得た金額  $\mathcal{O}$ 端 0 て定め 規定 とい 数が 規定により読み替えられた同号ウに規定する税率を乗じ (当該金額に百円未満の に との 額 あ た金額) を切 当該端数金額又は当該全額 当該金額 た率 る場合又は ょ 合計 1) -を乗じ に 読み替え 1) 捨て 平成二十 額 百円未満である場合には、 Ł,  $\mathcal{O}$ 全額が百円未満であ た金額 当該金額 て得た金額を合計 平成二十· 5 八 れた旧条例第三十三条第三項 端数がある場合又は当該金額 年三月三十 以下この の全額が 九年度分課税標準所得に旧 を切り捨 (当該金額に百円未満 千円 号に \_ た金額 日現在 る場合には、 当該端数 未 お 満 て V た金額 に 7 である場合に (当該 お 「平成二十 金額 け 当該端数 金額 第 る に  $\mathcal{O}$ 又 旧 \_\_ 全額が 条例 号ウ て得 条 は当該全額を 旧 に  $\mathcal{O}$ 端数 百 例 は 暫定措置法第九 九 1円未満 た金 金額 年 附 12 附 当該端 がある場合 百 則 規 則 度 第七 定す 円未満で 又は 第 分 額を合計 七 課  $\mathcal{O}$ 条の三 切り 当該 端数 税 数 る 条 税 金  $\mathcal{O}$ 捨て 文は 条第 率 額 額 る  $\mathcal{O}$ 又  $\mathcal{O}$ 

- 9 全額 (事業税 成二十九. 闩 額 新条例第三十二条第 が 7 が三十億円 か ら平 百円 た 額 成二十 年度分法 未満 額 が 前 項各号に を超え 相 で あ 录 九 る場合に ず 年 事業税額 Ź 度 几 掲げ 項第一 金額 十億円· 分調整後付 は る金 (当該金額 未満で 号アに掲 か ら控除 当該端数 額 加  $\mathcal{O}$ 合計 ある 価 するも げ に 値 る法 金 百円 額 額 t を控除 額 を超える場合に  $\mathcal{O}$ 未満 に 人で、 のとする。 又は当該全 つい  $\mathcal{O}$ L 端数 ては、 平成二十九年度分調 た額を乗じ 額 が を切 は、 あ 平成二十 る場合又は そ ŋ 7 これ 上げた金  $\mathcal{O}$ 超 九 を二十 える 年 当該 整後 度 一額) 額 分 金 億 12 付 円 兀 淮 加 で 法  $\mathcal{O}$
- 10 す 分の事業税に 第六 る平成三十 に掲げ 項 か 5 る字句 年 前 9 应 11 項 |月一日 まで て準用する。 は  $\mathcal{O}$ それ 規定は、 から平成三十一年三月三十一日まで ぞ n 同 の場合にお 新条例第三十二条第 表  $\mathcal{O}$ 下 に掲げ 1 て、 る字 次 0 \_ 項 第 句 表 0 読 上  $\mathcal{O}$ 間に 号ア 欄 み替えるも に ん掲げ 掲 開 始す げ る 規定中 のとする。 る事業年度 る法

額平成三十年度分調整後付加価値	値額平成二十九年度分調整後付加価	
十一年三月三十一日まで平成三十年四月一日から平成三	三十年三月三十一日まで平成二十九年四月一日から平成	第六項

第六項第三	平成二十九年度分基準法人事業税額平成二十九年度分法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税平成三十年度分表の一平成三十年度分表ル事業税額
号 第六項第三	平成二十九年度分課税標準所得	平成三十年度分課税標
第七項	値額平成二十九年度分調整後付加価	額平成三十年度分調整後付加価値
	税額平成二十九年度分基準法人事業	額平成三十年度分基準法人事業税
	二十億円	四十億円
	平成二十九年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第八項	値額平成二十九年度分調整後付加価	額平成三十年度分調整後付加価値
	三十年三月三十一日まで平成二十九年四月一日から平成	十一年三月三十一日まで平成三十年四月一日から平成三
	税額	額平成三十年度分基準法人事業税

平成三十年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	
四十億円	二十億円	
額平成三十年度分基準法人事業税	税額平成二十九年度分基準法人事業	
額平成三十年度分調整後付加価値	値額平成二十九年度分調整後付加価	前項
平成三十年度分課税標準所得	平成二十九年度分課税標準所得	号 第八項第三
平成三十年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	
四分の一	二分の一	

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 不動産取得税については、 して課すべき不動産取得税について適用し、 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、 なお従前の例による。 施行日前の不動産の取得に対して課する 施行日以後の不動産の取得に対

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 自動車取得税につい して課すべき自動車取得税について適用し、 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、 ては、 なお従前の例による。 施行日前の自動車の取得に対して課する 施行日 以後の自動車の取得に対

(自動車税に関する経過措置)

第五条 て適用し、 (奈良県企業立地及び 新条例の規定中自動車税に関する部分は、 平成二十七年度分までの自動車税に 宿泊施設誘致を促進するための県税 0 71 平成二十八年度分の自動車税に ては、 な の特例に お従前 関する条例  $\mathcal{O}$ 例による。  $\mathcal{O}$ 0 部 1

改正)

第六条 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するため の県税の 特例に関する条例

平成十七年十二月奈良県条例第二十三号) *の* 部を次 のよう に改 正す Ź.

「百分の三・六」に改める。 第二条第二項の 表中 「百分の 一・八」を「百分の○・ 九 に、 「百分の七 を

附則第二条中 「平成二十年十月 一旦 を 「平成二十八年四月一 日 に、 百 分  $\mathcal{O}$ 

るのは 一七五」に、 六」を「百分の四・六」に、 八」とあるのは「百分の○・ 「百分の〇・七」に、 「百分の七・二」 「百分の〇 とあるのは 「百分の 七二五」を ・九」を「百分の一 一・三二五」を「百分の一・六七五」に、 「百分の二・ 「百分の〇 九 九」を「百分の三・六」 • とあるの 一五に、 は 「百分の 「百分の三 とあ

改正に伴う経過措置) (奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するため  $\mathcal{O}$ 県税  $\mathcal{O}$ 特例 関する条 例  $\mathcal{O}$ 部

百分の五・三」を「百分の六・七」に改める。

第七条 税につ お従前 県税の特例に関する条例の規定は、 11 前条の規定による改正後の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するた 例による。 て適用し、 施行 前 に開始 施行 た事業年度に係 日 以後に開始する事業年度に係る法人の事業 る法 人の事業税に つい ては、  $\Diamond$ な  $\mathcal{O}$